旭市公共施設等総合管理計画に基づく
個別施設計画の策定に関する方針

平成２９年１０月

旭市

目次

1　計画策定の背景と目的 1

2　これまでの公共施設等に関する取り組み 2

3　現状と課題 4

4　計画の位置付け 6

5　計画の構成 7

6　対象施設 8

7　策定体制 8

8　計画期間 9

1 計画策定の背景と目的

我が国では、高度経済成長等による人口増加に伴い、昭和30年代から昭和50年代にかけて学校や道路等の公共建築物やインフラ施設を集中的に整備してきました。こうした過去に建設された公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えますが、地方公共団体の財政は厳しくなることが想定されており、人口減少・少子化等により利用需要の変化が見込まれています。

このような状況の中、地方公共団体においては、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の適正な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていく必要性があることから、公共施設等の総合的な管理による老朽化等への対策を推進することになりました。

以上を踏まえ、国においては平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、本市においてもこの計画の行動計画として平成28年9月に「旭市公共施設等総合管理計画」を策定したところです。

公共施設等総合管理計画では、計画期間を平成48年までと設定し、本市の保有又は管理する公共施設全体の将来の整備の方向性を種々の方針設定により示しています。今後は、この方針に基づいた個々の施設の整備計画が必要となっています。

2 これまでの公共施設等に関する取り組み

本市の公共施設等に関する取り組みは、平成18年3月策定の第1次行政改革アクションプラン（平成17年度から平成21年度）に歳出抑制の取り組みの一つとして「競合する施設の統廃合・有効活用」が設定されたところから始まりました。その後の第2次行政改革アクションプラン（平成22年度から平成26年度）には、その重要性からより具体的な対策に着手し、下記のような様々な取り組みを実施してきました。

◆計画等の策定

- 旭市公共施設の活用方針（平成23年8月）
- 旭市公共施設白書（平成26年6月）
- 旭市公共施設等総合管理計画（平成28年9月）
- 旭市公営住宅等長寿命化計画（平成22年3月）
- 旭市橋梁長寿命化修繕計画（平成24年3月）

◆施設の統廃合

- 第二学校給食センター：平成26年度（旧第二・第三学校給食センター統合・移転新設）
- 市立いいおか保育所：平成26年度（塙・三川・飯岡保育所統合・移転新設）

◆施設の廃止

- 旭市福祉センター：平成18年度解体
- 勤労青少年ホーム：平成18年度解体
- 干潟シルバー活力センター：平成21年度廃止・平成22年度解体
- 市立塙保育所：平成22年度廃止・平成23年度解体
- 市立三川保育所：平成25年度廃止・平成26年度解体
- 市立飯岡保育所：平成25年度廃止・平成26年度解体
- 市立海上中学校（移転新設により旧校舎解体）：平成19年度・24年度解体
- 市立飯岡中学校（移転新設により旧校舎解体）：平成28年度解体
- 旧第二学校給食センター：平成24年度解体
- 第三学校給食センター：平成24年度解体
- 海上庭球場：平成24年度廃止
- 旭市教職員住宅：平成24年度廃止・解体
- 飯岡横田会館：平成28年度廃止・解体
- 農村環境改善センター：平成25年度利用休止
- 青少年憩の家：平成21年度廃止・平成22年度解体
- 旭市山の家：平成21年度廃止・平成22年度解体
- 大原幽学キャンプ場：平成21年度廃止・平成22年度解体
- 野中児童遊園：平成21年度廃止・解体
- 八軒町児童遊園：平成22年度廃止・平成23年度解体
- 太田宿児童遊園：平成25年度廃止・解体
- 新田幽学児童遊園：平成26年度廃止・解体
- 飯岡児童遊園：平成26年度廃止・解体
- 塙東西児童遊園：平成26年度廃止・解体
- 江ケ崎児童遊園：平成27年度廃止・解体
- 上永井児童遊園：平成27年度廃止・解体

・足川浜児童遊園：平成28年度廃止・解体
・関戸児童遊園：平成28年度廃止・解体
・旧公益質屋(飯岡地区・倉庫)：平成22年度解体
・水防倉庫：平成22年度解体
・下永井公衆トイレ：平成23年度解体
・如来堂市営墓地：平成24年度廃止・平成25年度地元区へ譲渡
・消防署海上分署(機能移転により旧施設解体)：平成23年度解体
・消防署飯岡分署(機能移転により旧施設解体)：平成24年度解体

◆民間活力の導入
指定管理者制度
・あさひ健康福祉センター(平成18年度～平成23年度)
・海上ふれあいサポートセンター(平成18年度～継続)
・旭市福祉作業所(平成18年度～平成24年度)
・飯岡福祉センター(平成18年度～継続)
・市立干潟保育所(平成19年度～継続)
・あさひパークゴルフ場(平成20年度～平成23年度)
・長熊釣堀センター(平成25年度～平成27年度)
・海上キャンプ場(平成26年度～継続)
・道の駅　季楽里あさひ(平成27年度～継続)

3 現状と課題

(1) 施設

公共建築物は今後20年間で全体の半分が耐用年数を迎えます。学校以外の耐震化やアスベスト対策等の健全性の確保が遅れています。インフラ施設は昭和50年代初期に整備された上水道管等、耐用年数の満了を迎えつつあります。

- ✓ **公共建築物の老朽化**
- ✓ **施設全般の健全性の確保対応**
- ✓ **インフラ施設の老朽化**

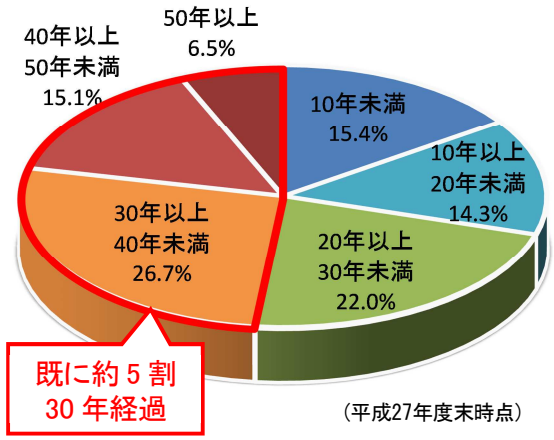

公共施設の建設時からの経過年数（延床面積比）

分類		数量		
道路			実延長	1,096 km
			面積	5.36 km²
橋梁		319橋	延長	2.4 km
			面積	15,500 m²
上水道			延長	592 km
下水道	公共下水道		延長	48 km
	農業集落排水		延長	14 km
	都市下水路		延長	1 km
	萩園生活排水		延長	2.7 km
公園	都市公園	11施設	面積	39.1 ha
	児童遊園	36施設	面積	3.5 ha
	農村公園	7施設	面積	2.2 ha
	多機能公園	12施設	面積	34.8 ha

インフラ施設の保有状況　（平成27年度末時点）

(2) 人口

平成27年(2015)時点の総人口66,586人(国勢調査確定値)は平成52年(2040)には51,532人まで減少する見込みです。少子高齢化の進展や市街地への人口集中など人口動態の変化が公共施設に対する需要と供給のギャップを生じさせる見込みです。

- ✓ **総人口の減少**
- ✓ **少子高齢化の一層の進行**
- ✓ **地域人口の偏り**

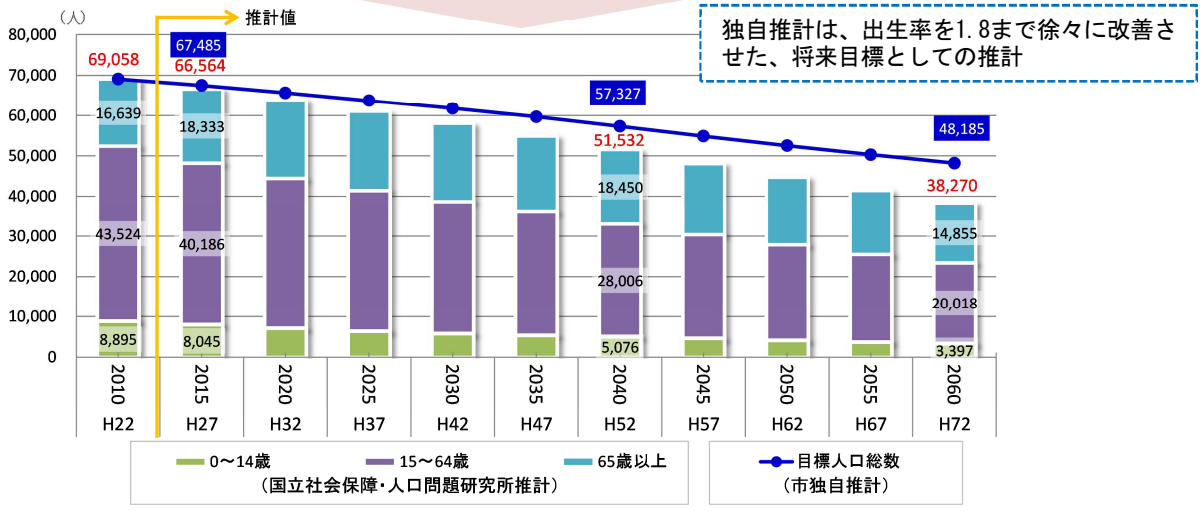

人口の将来推計（年齢三区分別）

(3) 財政

人口減少等により歳入は厳しさを増し、少子高齢化に伴い社会保障費の歳出が増加することで、公共施設等の整備に充当可能な財源の確保が困難な状況になります。すべての施設の更新には、今後大幅な財源不足(年間20億円以上の不足)が予想されます。

- ✓ **税収をはじめとする歳入減少**
- ✓ **社会保障費等の歳出増大**
- ✓ **膨大な更新費用の負担**

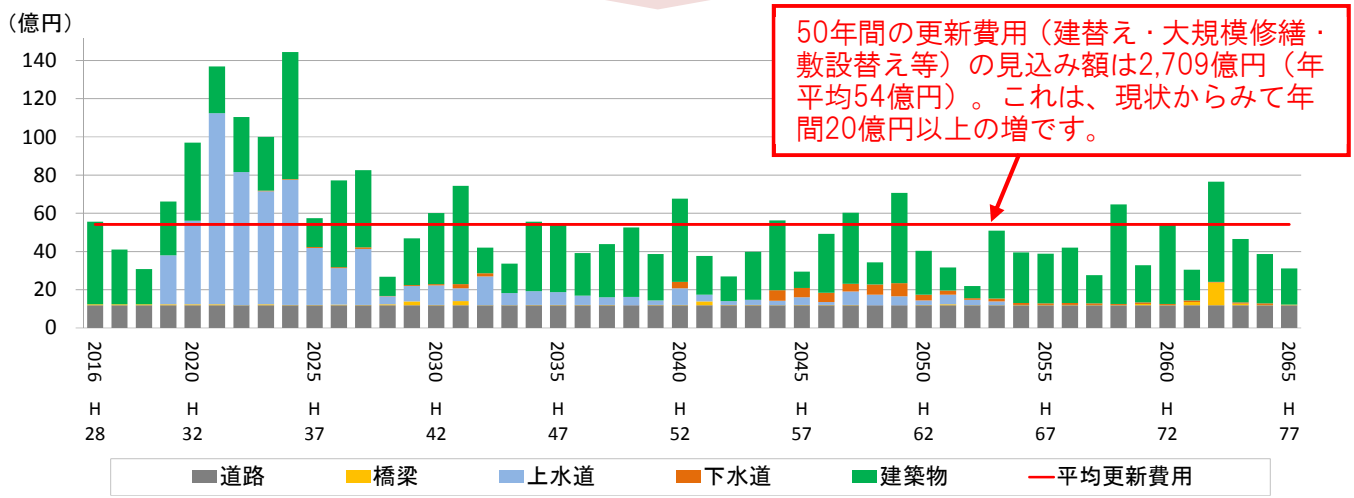

将来更新費用の推計結果（50年間）

(4) 地域

1市3町の合併により平成17年に誕生した旭市ですが、公共施設の多くは、各行政区域で整備された状態を引き継いでいます。一方で住民の施設利用の選択肢は増え、利用需要の偏りが顕在化しています。

- ✓ **類似施設の重複**
- ✓ **施設の利用度の偏り**
- ✓ **適正配置検討の遅れ**

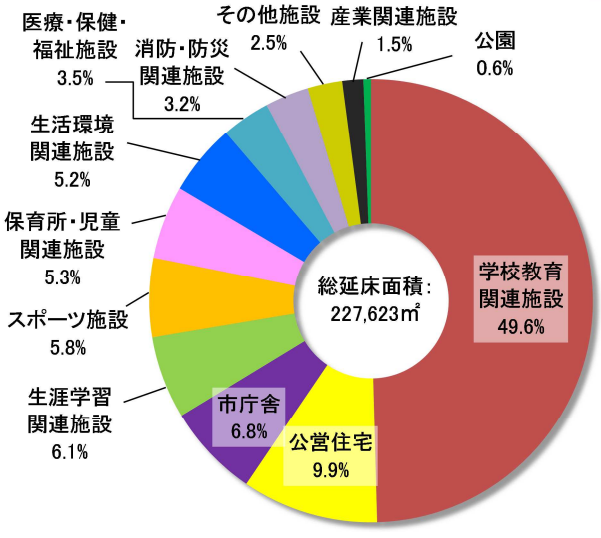

施設類型	1人あたりの面積差
学校教育関連施設	1.8 倍
公営住宅	1.9 倍
市庁舎	3.2 倍
生涯学習関連施設	9.7 倍
スポーツ施設	11.0 倍
保育所・児童関連施設	2.9 倍
生活環境関連施設	39.4 倍
医療・保健・福祉施設	8.7 倍
消防・防災関連施設	2.0 倍
産業関連施設	4.0 倍

公共建築物の用途別保有割合（延床面積比）と地域別（旧行政区域）間の1人あたり面積差（最大）

4 計画の位置付け

個別施設計画は、市の最上位計画である総合戦略を踏まえ、公共施設等総合管理計画で定めた公共施設等の管理に関する基本的な方針に即し策定します。また、関連する行政改革アクションプランや都市計画マスタープランなどと整合を図りながら、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容を含めるものとします。

個別施設計画は、インフラ施設を含めた全ての公共施設を対象とし、公共建築物に関しては、施設の役割や機能を横断的に検討し、将来に向けて施設最適化を進めるための公共施設再編基本計画を定めるものとします。

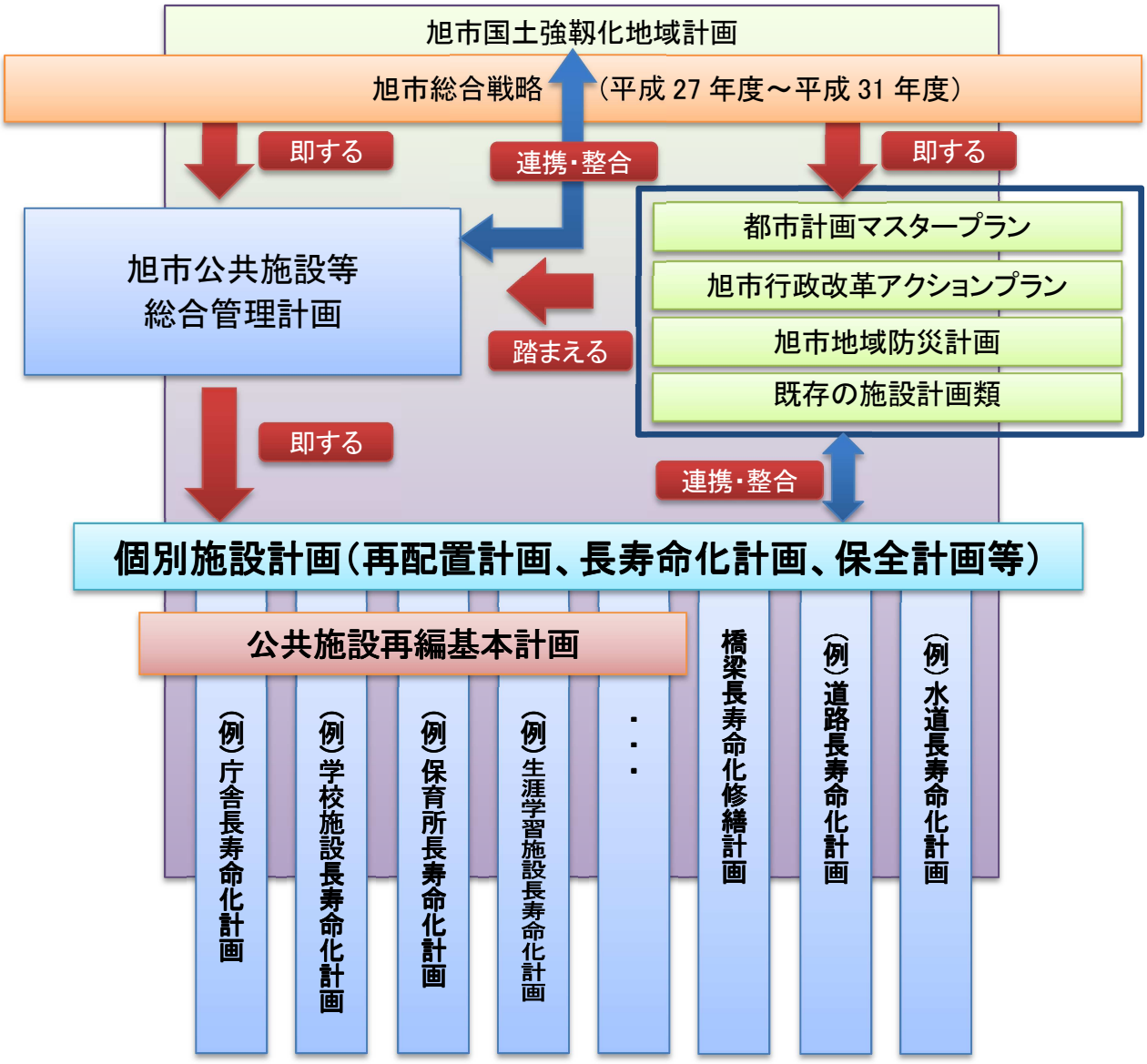

5 計画の構成

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に定めた内容や目標を実現・達成するために、各施設の整備のあり方や事業実施の手法等を含めて具体的な整備計画を示していきます。

また、公共施設のうち建築物では、建物とその中で市民に提供されるサービスは、利用の制約を撤廃したり運用方法を工夫することで、施設の利用目的を変化させるなどの柔軟性を持っていることから、公共建築物は、既存の施設分類にこだわらない横断的な再編が可能となっています。そこで、既存施設の個別施設計画の策定を進めると共に公共建築物全体の横断的再編計画をあわせて策定することとします。

個別施設計画及び公共施設再編基本計画では、施設個々の中長期の在り方の方針を示すと共に事業実行性の高い実施計画の性質を持たせ、計画に記載すべき事項と留意事項等を下記のとおり定めることとします。

計画で定めるべき事項は、国のインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）で示された事項を基準に、旭市公共施設等総合管理計画（平成28年9月）及び市の実情に合わせて内容を調整するものとします。

①個別施設計画及び公共施設再編基本計画に記載すべき事項

- 対象施設
- 計画の期間
- 施設整備及び管理に関する方針（対策の優先順位の考え方）
- 施設の課題や利用状況
- 施設評価（施設の状態等）
- 事業スケジュール（対策内容と実施時期）
- 事業費推計

②留意すべき事項

- 行政サービス水準等の検討
- 計画の見直し
- 市民との情報共有
- 市民を含めた合意形成の手法及び民間連携手法の検討
- 数値目標の設定と達成に向けた取り組み
- 広域連携の視点

(1) 計画の策定単位

個別施設計画の策定単位は、旭市公共施設等総合管理計画で定めた施設類型を基本単位とし、更に所属ごとに策定するものとします。所属が管理する施設数が少数である場合には、同種類型施設を所管する他の所属が策定する計画に含めることができるものとするほか、公共施設再編基本計画の中に含めることで、その所属は計画書の作成を省略できるものとします。

6 対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、市が保有又は管理する公共建築物及び市所有の道路・橋梁・上水道・下水道等のインフラ施設とします。

7 策定体制

本計画は、公共施設等総合管理計画で定めた取組み体制に基づき策定作業を進めていくこととします。

策定にあたっては、決定機関として庁議、調整協議機関として施設所管課長等で組織する公共施設等管理統括会議、各種検討作業機関として所管施設の意見を集約し計画に反映させるため策定担当者の連絡会議としてワーキンググループを設置し、段階に応じた組織体系とします。

また、外部組織として行政改革推進委員会を活用するとともに、パブリックコメントや市民アンケートを実施し、市民意見を踏まえた上で策定を進めます。

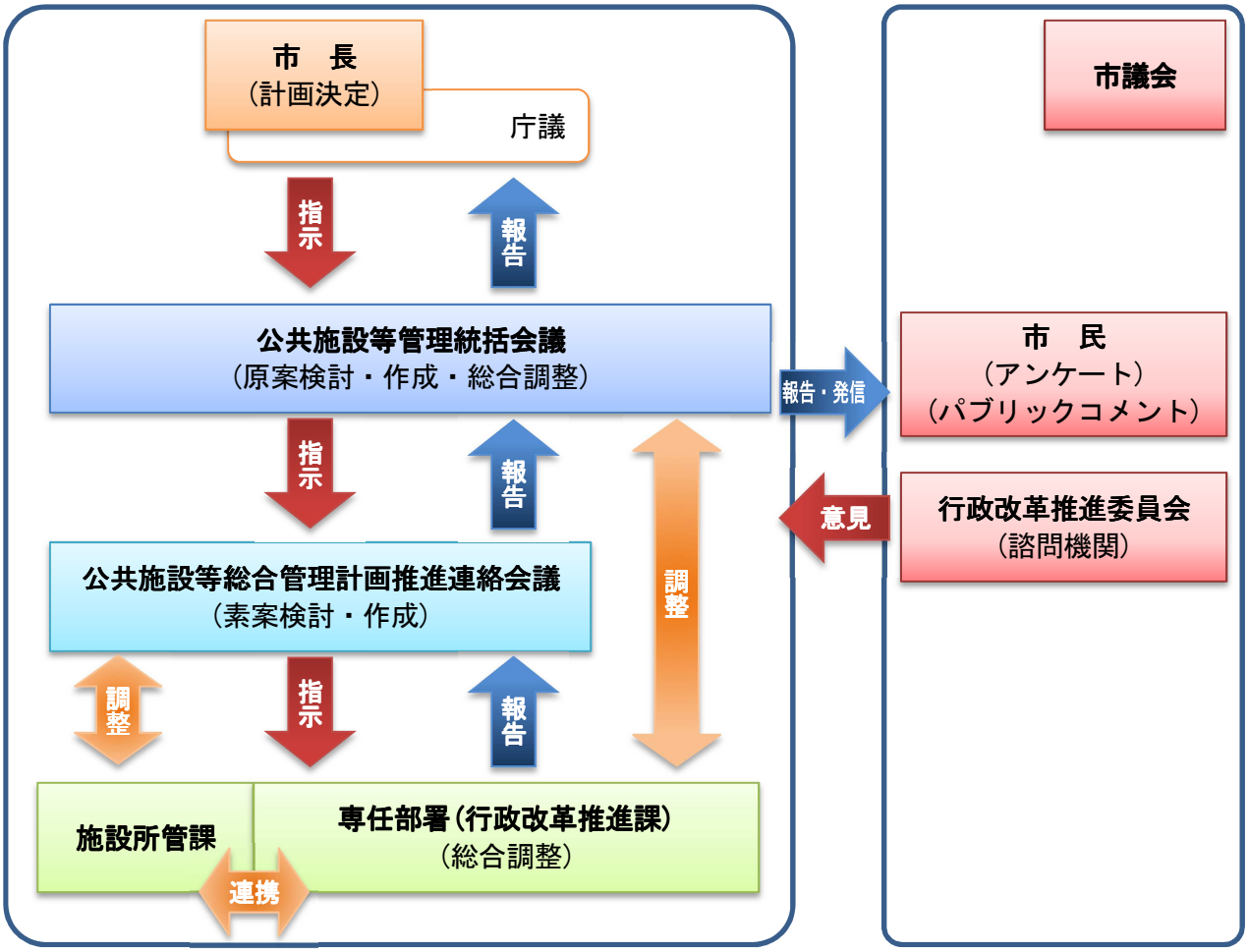

8 計画期間

本計画は、法令等、他に定める指示がない限り、公共施設等総合管理計画で定めた期間である平成48年度を計画期間として設定することとします。

また、市の最上位計画である総合戦略の改定及び公共施設等総合管理計画の見直しにあわせ、概ね5年ごとに定期的な見直しを実施し、現状や将来の見通しに係る公共施設等の管理に関わる前提条件を整理し、現状と課題を最新版に更新した上で、必要に応じて各種事業計画の見直しを図ります。

国からは個別施設計画の策定は、平成32年度を目途とする内容が示されていますが、市の最上位計画である次期総合戦略の計画期間が平成32年度から始まる見込みであり、本計画の実効性を高め、次期総合戦略と連動した事業展開をしていくために、計画策定の時期は平成31年9月を目標として設定することとします。

資料

※インフラ長寿命化基本計画[抜粋]　平成25年11月

Ⅳ．インフラ長寿命化計画等の策定

２．個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

①　対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等)や、構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)設定の上、その単位毎に計画を策定する。

②　計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③　対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④　個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「Ⅳ．２．③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤　対策内容と実施時期

「Ⅳ．２③対策の優先順位の考え方」及び「Ⅳ．２．④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定に関する方針

平成２９年１０月

発行　旭市

編集　旭市行政改革推進課
〒２８９－２５９５
千葉県旭市ニの１９２０番地
電話　０４７９－６２－５３４５